

一般社団法人コンパクトスマートシティプラットフォーム協議会

## 定 款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人コンパクトスマートシティプラットフォーム協議会と称し、英文では Compact Smart City Platform Council (略称を CSPFC) と称する。

(目 的)

第2条 当法人は、スマートシティを構成するデジタルサービスを導入するにあたり、自治体課題のIT人材不足や予算不足を軽減する為に、各企業から提供されるコンパクトスマートシティプラットフォーム及びサービスの提供をおこない、技術・サービスに関する調査研究、ガイドラインの策定や標準化の検討及び普及啓発をおこない、もって我が国のスマートシティ産業の発展と新規事業創造、そして国民生活の向上に寄与することを目的とする。

当法人は、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. スマートシティの各分野における技術・サービスに関する国内外の動向調査
2. スマートシティの各分野及び技術・サービス分野の内外諸団体との交流及び協力
3. スマートシティの安全と安心を両立するセキュリティ技術の開発
4. スマートシティの情報セキュリティ設計開発プロセスの検討、策定及び国際標準化の推進
5. スマートシティの脆弱性試験の検討とガイドラインの策定及び国際標準化の推進
6. スマートシティの検証環境整備、検証環境の運用管理及び検証事業
7. スマートシティの技術・サービスに関する人材育成
8. スマートシティの技術・サービスに関する広報活動、意見表明
9. スマートシティの技術・サービス技術と連携するユーザービリティ技術の開発、ガイドラインの策定
10. スマートシティの利用者への技術・サービス知識の普及・啓発
11. 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を 東京都千代田区 に置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告を行うことができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 会 員

(会 員)

第5条 当法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

当法人の目的に賛同し、当法人の目的を達成するために有益と認められる個人、法人又は団体で、入会が認められた者。当法人の非営利活動への参加、営利事業や受託事業の情報共有及び実施を担う。

(2) 学会会員

当法人の趣旨に賛同し、当法人の目的を達成するために有益と認められる大学、研究機関等及びそれらに属する個人で、入会が認められた者。当法人の非営利活動への参加、営利事業や受託事業の実施に対する助言を担う。

(3) 一般会員

当法人の目的に賛同し、当法人の目的を達成するために有益と認められる個人、法人又は団体で、入会が認められた者。当法人の非営利活動を担う。

(4) 賛助会員

当法人の目的に賛同し、当法人を援助する個人、法人又は団体で、入会が認められた者。当法人の公開活動への優待、当法人が賛助会員に発信する情報提供を受けることができる。

(入 会)

第6条 当法人の会員となるには、当法人所定の入会申込書により入会の申込をし、社員総会の承認を得なければならない。

(経費の支払義務)

第7条 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を支払わなければならないが、本条の会費は、一般法人法第27条に規定する経費とする。

(会員名簿)

第8条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

② 当法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(退 会)

第9条 会員は、次に掲げる事由によって退会する。

1 会員本人の退会の申し出。ただし、退会の申し出は、1か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退会することができる。

2 死亡

3 総社員の同意

4 除名

② 会員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。この場合は、一般法人法第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

### 第3章 社員総会

(招 集)

第10条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

② 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数の決定により代表理事がこれを招集する。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。

③ 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、社員に対して招集通知を発す

るものとする。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

(招集手続の省略)

第11条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第12条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれに代わる。

(決議の方法)

第13条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第14条 社員は、当法人の社員又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第15条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議事録作成者が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

## 第4章 理事及び代表理事

(理事の員数)

第16条 当法人の理事の員数は、1名以上とする。

(理事の資格)

第17条 当法人の理事は、当法人の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(理事の選任の方法)

第18条 当法人の理事の選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(代表理事)

第19条 当法人に理事が2人以上いるときは、理事の互選によって代表理事1名を選定するものとする。

(理事の任期)

第20条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第21条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

## 第5章 計 算

(事業年度)

第22条 当法人の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までとする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第23条 代表理事又は理事は、毎事業年度、計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告を定時社員総会に提出しなければならない。

- ② 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告については理事

がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第24条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告並びにこれらの附属明細書を、定時社員総会の日から1週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

## 第6章 附 則

(最初の事業年度)

第27条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和4年7月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第28条 この定款に定めのない事項については、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。